

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 19 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380064

研究課題名(和文) 国際投資法における公益と投資保護の調整メカニズムに関する研究

研究課題名(英文) A Study on the Coordination between Public Interest and Investment Protection under International Investment Law

研究代表者

伊藤 一頼 (ITO, Kazuyori)

北海道大学・公共政策学連携研究部・准教授

研究者番号：00405143

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：国際投資の保護に関する条約は、締約国の公益的な規制権限を過度に侵食する恐れがあるという議論が近時なされている。これに対し本研究は、条約実行と紛争解決事例の分析を通じて、投資保護と公益実現とを調整する法原理が存在しうることを明らかにした。そこでは、もともと憲法や国際人権法の分野において用いられてきた比例原則の考え方を投資仲裁が導入した点などが注目される。こうした検討を通じて、投資協定の下で政府の規制権限が実際にどの程度制約されるのかにつき、より正確な判断を行うことが可能となった。

研究成果の概要(英文)：There have been general concerns about the erosion of State regulatory power through the ever-increasing international investment agreements. However, this research has revealed that these concerns are not based on a trend in the latest decisions of investment arbitration, where some legal principles suitable for coordinating investment protection and other public interests have developed. In particular, a number of tribunals have relied on the principle of proportionality, which has originally evolved in domestic constitutional lawsuits. Based on these examinations, we can now reach more accurate view on how far the government regulatory powers would be constrained when they conclude international investment agreements.

研究分野：国際法学

キーワード：投資協定 投資仲裁 公益 収用 比例原則 国際投資

1. 研究開始当初の背景

1980年代以降、専ら先進国企業の海外投資を保護する目的で、二国間投資保護協定が多くの国の間で締結され始めた。現在では世界全体で約3000もの投資協定が存在する。そしてこれらの投資協定は、外国投資家と投資受入国政府との間で紛争が生じた場合に、独立した国際仲裁法廷へと紛争を付託する権利を投資家に与えている(投資家対国家の紛争解決(ISDS)条項)。これにより、海外投資に伴うリスクは大幅に低減され、企業の国際的な事業展開を促進するうえで大きな意義があったといえる。

ところが、こうした投資保護メカニズムの発達、特にISDS条項に関しては、その社会的正統性に対する疑義も高まりつつあった。つまり、外国投資家による提訴の脅威ゆえに、投資受入国が必要な規制を実施するための裁量を奪われ、環境保全や公衆衛生といった社会的公益の実現に支障をきたすという議論である。実際、そうした外国投資家の権利と受入国の公共利益とが対立するような紛争案件もしばしば生じており、これをいかに適切に処理するかが、実務的にも理論的にも重要な課題となってきている。

こうした問題状況にもかかわらず、国際投資法の分野では、そのような「規制権限の侵食」論の可否を過去の紛争解決事例に照らして検証する研究や、さらに進んで、投資保護と公益実現との調整原理に関する一般理論を構築するような研究は、十分な形でなされていない状況であった。

2. 研究の目的

上記の背景を踏まえ、本研究は、投資協定において外国投資の保護と一般公益の実現とを適切にバランスさせるための解釈論および立法技術のあり方を提示することを目的とした。具体的には、関連する国家実行および紛争解決事例の網羅的な検討を進めることで、投資保護メカニズムにおける国際規律と国家主権の間の緊張関係を明らかにし、そこで社会的正統性を確保しうるための条件について考察することに目標を置いた。とりわけ、これまでの仲裁判断が投資協定の主要な実体規律の解釈において、投資受入国にどの程度の政策裁量を許容してきたのかを正確に描写することで、各国政府が今後新たな公益規制を導入したり投資協定の条文を起草したりする際に参考としうる指針を提示するよう努めた。

3. 研究の方法

(1) 投資家対国家の仲裁手続において投資保護と公益規制との相克が顕在化した事例を幅広く検討し、各事件の事実関係、および仲裁判断に含まれる論理構造を系統的に整

理する。特に、抽象的な文言で規定された投資保護規範の解釈において、仲裁廷が正当な規制権限を国に残すためにいかなる法理や技法に依拠しているかを明らかにする。

(2) 投資保護と公益規制との衝突という問題の発生を受け、近年締結される投資協定では、国の正当な規制権限を過度に損なわないよう、様々な条文上の工夫が試みられている(例えば、原則規定の文言の精緻化、例外規定の活用、投資家側への義務賦課など)。これらの特徴的な条約実行を収集・類型化し、その法的効果を分析することで、特に政府の条約実務や政策形成の場面において参照価値のあるリソースを提供する。

(3) 価値衝突が生じた際の調整原理は、国際投資法だけでなく、他の法領域でも従来から発達しており、投資仲裁がそれを類推的に取り入れたケースもある。例えば、世界貿易機関(WTO)の条約体制で発達した「必要性」要件の解釈論は、投資仲裁も協定中の例外条項に現れる「必要な」という文言の解釈において取り込んでいる。こうした他のフォーラムで発達した調整原理への依拠を、投資仲裁はいかなる論理で正当化しているのか、そして結果として投資保護と公益規制はどのように調整されたのか、といった点について包括的な検討を加える。

(4) 以上の検討で得られた、投資保護と公益規制との調整に関する理論体系を総合し、その規範構造の特質を「国際/国内の権限配分の適切性」という観点から捉え直す。これにより、投資保護メカニズムの正統性を評価するための概念的な視座を整え、同メカニズムの制度設計が今後いかなる方向で進められるべきかについての見解を提示する。

4. 研究成果

(1) 投資保護と公益規制との相克が顕在化している種々の事例を検討するなかから、次のような知見を得ることができた。

多くの投資仲裁判断において、国内公法の分野で伝統的に発達してきた私益と公益の調整のための諸原理が参照されている実態を明らかにした。とりわけ、信頼保護法理や比例原則といった手法が積極的に導入され、政府による公益規制の許容性の判断基準として活用されている点や、国家賠償の責任範囲の制限に関して国内公法と投資仲裁のスタンスにいかなる異同があるかという点について分析を進めることができた。

投資保護と公益規制との衝突が近年先鋭化している分野の1つとして、知的財産権分野に注目した。海外で保持する知的財産権が「投資」的な価値を持つと考えれば、その価

値を損なうような相手国政府の行動に対しては、投資協定違反を問うことが可能になるが、もし投資協定による保護が過度に強力であれば、各国政府の政策裁量の余地が狭まり、知的財産制度に組み込まれたバランスが崩れる恐れもある。そこで本研究では、投資協定に基づく紛争解決手続が実際に行われた事例（特に、ウルグアイにおけるタバコパッケージのブランドロゴ使用禁止措置が提訴された案件、及びカナダにおける医薬品特許の無効判決が提訴された案件）を主な素材としながら、知的財産権の保護と公衆衛生上の規制権限との間に適切なバランスがとられているかを分析した。

知的財産権分野以外にも、投資保護と社会公益の衝突の調整という本研究のテーマにとってきわめて重要な意義を持つ投資仲裁判断が近時数多く出されているため、それらについても詳細な分析を加えた。特に、スペインの太陽光発電支援スキームにおける制度変更が提訴された案件においては、本研究が投資保護と社会公益の調整原理として着目する諸要素（比例原則、客観化された「正統な期待」概念など）に依拠したうえで当該措置は投資協定に違反しないとの判断が導かれており、本研究で構築した分析枠組みが実際に幅広く活用しうることが例証されたといえる。

（２）仲裁判断とは別に、投資協定の枠組みそのものについて近年現れてきた重要な変化に着目した。特に、欧州連合が締結する経済連携協定に含まれている「投資裁判所」の設置規定は、従来の仲裁という形式に代えて、より一貫性・正統性の高い紛争処理手続を模索するものであり、その意義や今後の普及可能性について詳細な検討を加えた。また、環太平洋経済連携協定（TPP）をはじめ、近時の諸協定では投資保護の実体規定について社会公益との調整の観点から一層の詳細化や限定を図るケースが増加しており、これらの動きに関しても調査・分析を行った。

（３）投資協定仲裁における「責任」の性質に関する理論的考察を進めた。その結果、投資協定では、実体規範の特質として、あくまでも個々の政府・私人関係を単位とする二者間の枠組みにおいて違法性の有無が判断されるのであり、そこでは責任の趣旨も、客観的な法秩序の回復というよりは、個々の法主体に発生した主観的な損害の填補に求められることを明らかにした。これは、客観的な法秩序の回復を第一義的な目的としているWTOの紛争解決制度と対照をなしている。したがって、投資協定の違反から生じる責任は、投資受入国の規制の修正や撤廃を求めるものではなく、規制主権に対する過大な干渉には当たらないと考えることが可能である。これは、投資保護と公益規制との関係を検討

するうえでの重要な理論的基盤になりうる。

（４）国際投資法における価値調整の議論においては、従来、投資受入れ後の規制措置がもたら対象とされてきたところ、本研究においては、投資受入れ段階における外資規制のあり方も価値調整の重要な一場面であるとの認識から、この点に関する検討を行った。とりわけ、2000年代以降、諸国の外資規制法令は国家安全保障上の脅威に対する審査体制を強化する傾向にあるが、かかる脅威の認定において恣意的ないし保護主義的な判断に陥る可能性を含んでおり、外国投資の不必要な萎縮につながる恐れがある。それゆえ、安全保障面からの審査の余地を残しつつ、いかにそれを適切に限界づけ、自由な投資環境を確保するかが今日の課題であり、そのために、透明性・無差別性・説明責任などの主要な行政原則を外資規制の場面にも取り入れるべきとの提言が経済協力開発機構（OECD）などでなされている。本研究ではこうした動向についても詳細な実証的調査を行うことができた。

（５）以上のような検討を通じて、国際投資に関する規制の全般につき、価値調整のあり方についての体系的整理を行うことができ、それを今後具体的な政策提言等の形で発信していくための準備が整ったといえる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 7 件)

伊藤一頼「TPP と『労働者の権利』 通商協定の下で国際化される労働問題」『国際商事法務』45巻1号(2017年)66-72頁、査読無。

伊藤一頼「国有企業・政府系ファンドに対する諸国の外資規制 開放性と安全保障の両立をいかにして図るか」(独)経済産業研究所ディスカッションペーパー、15-J-059(2015年)、41pp、査読無。

伊藤一頼「海外の知的財産権の保護における投資仲裁の利用可能性」『日本知財学会誌』11巻3号(2015年)44-52頁、査読無。

〔学会発表〕(計 1 件)

伊藤一頼「公法分野における経済規制の国際的調和 私法統一との比較において」国際法学会2016年度研究大会、2016年9月11日、静岡県コンベンションアーツセンター・グラウンシップ(静岡県静岡市)。

〔図書〕(計 4 件)

伊藤一頼「国際投資法における責任の性格」江藤淳一編『国際法学の諸相 到達点と展望 (村瀬信也先生古稀記念)』(信山社、2015年)513-539頁。

伊藤一頼「知的財産権に関連する投資仲裁の事例分析」『国際知財制度研究会報告書(平成26年度)』(知的財産研究所、2015年)73-87頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊藤 一頼 (ITO, Kazuyori)

北海道大学・大学院公共政策学連携研究部・准教授

研究者番号：00405143